

赤磐市立仁美小学校 いじめ防止基本方針

令和6年5月 改訂

いじめに関する現状と課題

現状

○小規模校で、上学年が下学年へ日常的に関わったり、一緒に仲よく遊んだりしている。一方で、感情に任せて荒い言動をとり、友達とトラブルになることも起きている。また、他者への見方が一面的になりやすく、相互理解の妨げになるような場面も見られる。いじめが発生した場合は、該当児童への指導と学級指導を並行して行い、解決と未然防止を図っている。

課題

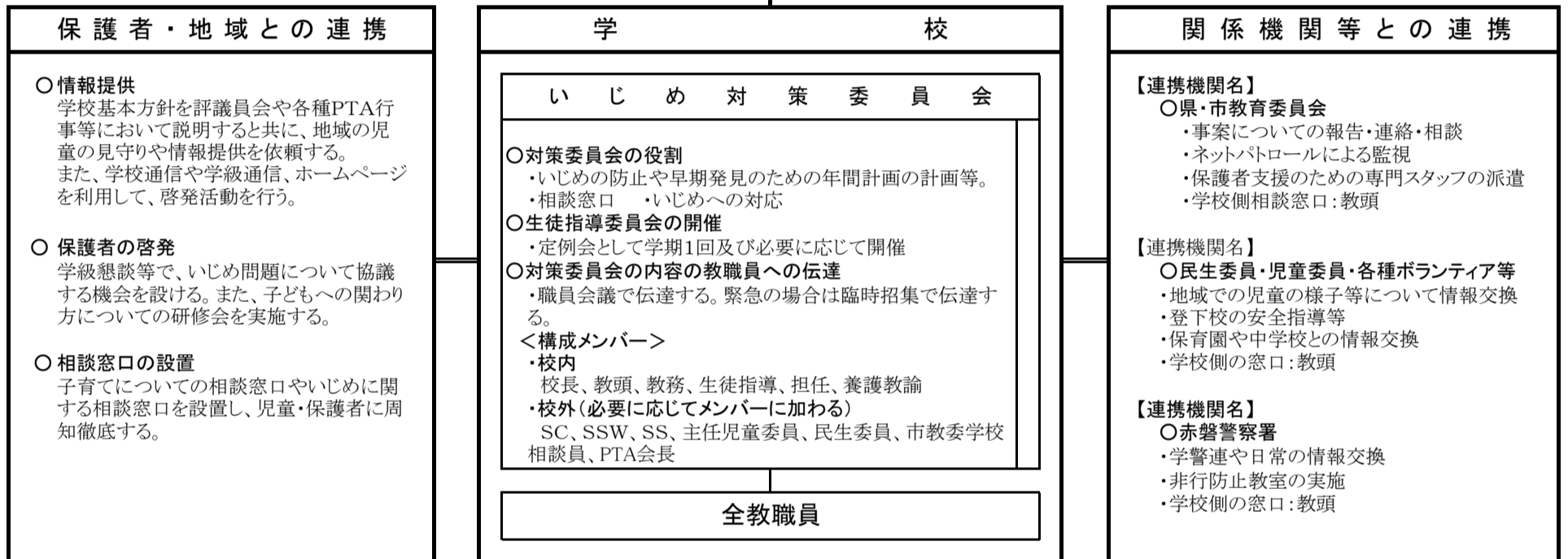
○小規模校故に友達関係が固定化されやすく、それがいじめにつながることも考えられる。また、自分の気持ちを素直に表現することができにくい児童も多く、いじめを受けてもなかなか相談できず、いじめを抱え込むような事例も見られた。また、いじめを集団の課題としてとらえ、傍観者としての意識を払拭することも課題である。全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、生活アンケートや教育相談、日常の生活観察を通していじめの早期発見を図るとともに、他の分掌組織と連携して学校を挙げた未然防止の取り組みを日頃から行う。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの学校やどの学級でも起こりうるものである。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校ではこのような基本的な考え方に立ち、全ての児童がいじめをしない、他の児童に対して行われるいじめを見て見ぬふりをしない、問題を捉えたら勇気をもって訴えることができるように、保護者や地域、関係機関とも連携しながら、いじめ防止のための対策を行う。

<重点となる取組>

- ・未然防止(いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくり、児童の自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動の推進、
全学年での情報モラル指導)
- ・早期発見(全職員による日常観察、定期的な生活アンケートや教育相談の実施、正しいことを勇気をもって言える力の育成、
保護者や地域との連携による情報収集)
- ・早期解決(組織的な取り組みによる「当該児童の安全の保証」、「家庭と協力した事後指導」、「関係機関との連携」)



学校が実施する取組

① 未然防止	<ul style="list-style-type: none">○いじめに関する校内研修○いじめを許さない態度・能力の育成 児童の社会性を育み、他者への共感的理解ができるように豊かな情操を培う。(道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進、各種ボランティアの人との交流等)○一人一人が活躍できる集団づくりの推進(自分の考えを言ったり、異なる考えを認めたりする機会の設定と力の育成)○児童の自尊感情や自己有用感の育成(特別活動等を通して)○「いじめについて考える週間」を中心とした、自発的な取り組みの実践○特別支援教育に対する理解と啓発(違いを認めて互いに助け合える関係づくりの推進を通して)○情報モラル教育の推進、PTAと連携した家庭でのルールづくり
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none">○実態把握 何でも言える好ましい雰囲気づくり、定期的なアンケート調査や教育相談(年2回)等の実施○相談体制の確立 いじめについて抵抗なく相談できる体制の整備、児童及び保護者への周知徹底○日常的な観察 休み時間や放課後等のリラックスした時間における児童の観察、連絡帳や生活ノートなどを通じた交友関係や悩みの把握○家庭への啓発 学級懇談等でのいじめへの対応に関する啓発○ネット上のトラブルの早期発見(ネットパトロール業者と協力)○ネット上のいじめとその対処法に関する職員研修、早期発見への意識の高揚
③ 早期解決	<ul style="list-style-type: none">○いじめの発見・通報を受けたときの対応について<ol style="list-style-type: none">①相談・通報があった場合は、真摯に傾聴。発見や通報を受けた職員は「いじめ対策委員会」に直ちに伝達。(一人で抱え込まず、スピード感を持って)②対策委員会による該当児童からの事情聞き取りと正しい事実確認。③事実について保護者連絡と協力の依頼(被害・加害双方へ)。学校の設置者(市)に報告し指示を仰ぐ。④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、躊躇うことなく直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を要請。○いじめられた児童とその保護者への支援<ol style="list-style-type: none">①可能な限り不安を除去するなど、いじめられた児童の安全を確保。(徹底して守り通すこと、秘密を守ること)②心理や福祉等の専門家など外部専門家からの協力を依頼。(状況に応じて)、③いじめの事象が見られなくなっても、継続観察と必要な支援を実施。○いじめた児童への指導とその保護者への助言<ol style="list-style-type: none">①いじめ行為の卑劣さや罪深さへの理解(人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為)と、自らの行為への責任自覚を促進。②事実関係の保護者への連絡と理解・納得。学校と保護者の連携による適切な対応のため、保護者の協力を要請。○ネット上のいじめへの対応<ol style="list-style-type: none">①ネット上における名誉毀損やプライバシーの侵害等には、速やかな削除をプロバイダに要請。②家庭との協力の下、情報モラルや法的責任について個別指導や全体指導を実施。加害児童の反省促進と被害児童に対する精神的なケア。